

# 岐阜県公報

号外 (2) 令和元年九月三十日

目 次

規 則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

(税務課)

一

ページ

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則  
岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税  
の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(同)

二

告 示

(農政課)

二

岐阜県家畜人工授精用凍結精液等配布規程の一部改正  
岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

(税務課)

三

岐阜県規則第五十四号  
岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県規則第四十三号

岐阜県規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改

正する。

第十二条の三の次に次の二条を加える。

(地方税共同機構による特定徴収金の拵込み)

第十二条の四 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「施行令」という。)第五十七条の五第一項の規定により地方税共同機構が法第七百四十七条の五の二第一項に規定する特定徴収金を県に払い込む場合においては、第二十号様式による県税現金納付書によつて行わなければならない。

第五十六条第一項中「地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「施行令」という。)」を「施行令」に改める。

第七十三条の六の見出し中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改める。

第八十三条の五(見出しを含む)中「納稅義務」を「納稅義務」に改める。  
附則第七条の見出し中「対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税」を「対象区域内用途廃止等自動車等の代替自動車等に対する自動車税の環境性能割」に改め、同条第一項中「附則第二十三条第一項」を「附則第二十五条第一項」

「**自動車取得税**」を「**自動車税の環境性能割**」**改め**、「**他の自動車**」の下に「**条例第七十一一条第一項に規定する自動車に限る**」を記入、「**対象区域内自動車等**」**改め**、「**対象区域内用途廃止等自動車**」を「**対象区域内用途廃止等自動車等**」**改め**、回条第三項中「**附則第一一十三条第三項**」を「**附則第一一十五条第三項**」**改め**、「**自動車取得税**」を「**自動車税の環境性能割**」**改め**、回条第四項中「**附則第五十条第五項**」を「**附則第五十二条第一項**」**改め**。

附則第八条の見出し中「**対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に係る自動車税**」を「**対象区域内用途廃止等自動車等の代替自動車等に係る自動車税の種別割**」**改め**、回条第一項中「**附則第一一十五条第一項**」を「**附則第一一十六条第一項**」**改め**、「**自動車税の種別割の**」**改め**、「**条例附則第一一十三条第一項**」を「**附則第一一十五条第一項**」**改め**、「**自動車税の種別割の**」**改め**、「**自動車税の納稅義務免除**」を「**自動車税の納稅義務免除(還付)申請書**」**改め**、「**対象区域内用途廃止等自動車等の代替自動車等に係る自動車税(環境性能割・種別割)の納稅義務免除(還付)申請書**」**改め**、回条第三項中「**附則第一一十五条第三項**」を「**附則第一一十六条第三項**」**改め**。

様式四次中「及び第十一條の三」を「**第十一條の三及び第十一條の四**」**改め**、「**自動車の返還による自動車税環境性能割還付(納付義務免除)申請書**」を「**自動車の返還による自動車税環境性能割還付(納付義務免除)申請書**」**改め**、「**対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税・自動車税の納稅義務免除(還付)申請書**」を「**対象区域内用途廃止等自動車等の代替自動車等に係る自動車税(環境性能割・種別割)の納稅義務免除(還付)申請書**」**改め**、「**自動車税の納稅義務免除(還付)申請書**」**改め**。

第十一回表<sup>付</sup>「**第十二条の3**」を「**第十二条の3、第十二条の4**」**改め**。

第十二回表<sup>付</sup>「**自動車の返還による自動車税環境性能割還付(納付義務免除)申請書**」**改め**、「**自動車税の納稅義務免除(還付)申請書**」**改め**、「**自動車税環境性能割還付(納付義務免除)申請書**」**改め**、「**自動車税の納稅義務免除(還付)申請書**」**改め**。

医事記録表七回表<sup>付</sup>「**対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税・自動車税の納稅義務免除(還付)申請書**」**改め**、「**対象区域内用途廃止等自動車等の代替自動車等に係る自動車税(環境性能割・種別割)の納稅義務免除(還付)申請書**」**改め**、「**対象区域内用途廃止等自動車等に係る自動車税(環境性能割・種別割)の納稅義務免除(還付)申請書**」**改め**、「**自動車持出困難区域**」**改め**、「**自動車等持出困難区域**」**改め**、「**下さい**」を「**ください**」**改め**、「**附則第五十二条第一項**」を「**附則第五十三条第一項**」**改め**。

内用途廃止等自動車等」に改め、同様式機器第三章「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改めた。

附 則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第七十三条の六の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

---

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

岐阜県知事 古田肇  
令和元年九月三十日

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例施行規則（平成二十八年岐阜県規則第三〇号）の一部を次のよう改正する。

同記第一号様式及び同記第一号様式廿「第10条第6項第4号」を「第10条第7項第6号」に、「第42条の4第6項第4号」を「第42条の4第8項第7号」に、「第68条の9第6項第4号」を「第68条の9第8項第6号」に改め。

この規則は、公布の日から施行する。

車の返還による自動車税環境性能割還付（納付義務免除）申請書」や「自動車の返還による自動車税環境性能割還付（納付義務免除）申請書」、「対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税・自動車税の納税義務免除（還付）申請書」を「対象区域又用途廃止等自動車等の代替自動車等による自動車税（環境性能割・種別割）の納税義務免除（還付）申請書」に於ける。

第11十回様式「第12条の3」や「第12条の3、第12条の4」に於ける。

様式11回の用様式「自動車の返還による自動車税環境性能割還付（納付義務免除）申請書」や「自動車の返還による自動車税環境性能割還付（納付義務免除）申請書」に於ける。

# 岐阜県告示第一百四十一号

## 岐阜県家畜人工授精用凍結精液等配布規程（昭和四十五年岐阜県告示第一百四十八号）の一部を次のように改正する。

令和元年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

第四条の表黒毛和種種雄牛の精液の部後代検定が終了した黒毛和種種雄牛（以下「特別牛」という。）の項中「一、三五〇」を「一、三八〇」に改め、同部特別牛の中で優秀なもの（以下「特優牛」という。）の項中「一、〇〇〇」を「一、〇四〇」に改め、同部特別牛又は特優牛以外のものの項中「九二〇」を「九四〇」に改め、同表体外受精卵の部中「七、六一〇」を「七、七五〇」に改め、同表広域後代検定事業に係る共同利用種雄牛として県外利用される精液の部中「三、九九〇」を「四、〇六〇」に改める。

## 附 則

この告示は、令和元年十月一日から施行する。

<p>十九条) 第百一十五条の十五) を「第七節 軽油引取税(第百一十条 第百一十五条の十五)」に改める。</p> <p>第一条第三項中「第十六条第一項」、「第六十八条、第七十条及び第七十一条」及び「自動車取得税又は」を削り、「賦課徴収並びに」を「賦課徴収及び」に、「条例第一條の二第四項第一号」を「条例第一條の二第四項本文」に改め、「飛騨県税事務所長」という。に委任されている事項の下に「(同条第四項第一号に掲げる事項に限る。)」を加え、「同条第四項第三号」を「同条第四項本文」に改め、「岐阜県税事務所長」という。に委任されている事項の下に「(条例第一條の二第四項第三号に掲げる事項に限る。)」を加え、「条例第一條の二第四項第四号」を「同条第四項本文」に改め、「自動車税事務所長」という。に委任されている事項の下に「(同項第四号に掲げる事項に限る。)」を加える。</p> <p>第十六条第一項中「一」を「一ずれか」に改め、「自動車取得税及び」を削り、同条第三項中「自動車取得税及び」を削る。</p> <p>第二十七条の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改める。</p> <p>第四十八条第一項中「一」を「一ずれか」に改め、同条第一項中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改める。</p> <p>第六十八条第一項中「自動車取得税又は」を削る。</p> <p>第二章第七節の節名を削る。</p> <p>第一百十条から百十九条までを次のように改める。</p> <p>第一百十条から百十九条まで 削除</p> <p>第二章第七節の一を同章第七節とする。</p> <p>第一百一十六条の見出しを「(種別割に係る課税免除自動車の承認等)」に改め、同条第一項を削り、同条第一項中「規定により」を「規定による」に、「課税免除」を「課税免除自動車の承認」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「課税免除を承認」を「課税免除自動車の承認を」に、「課税免除の」を「課税免除自動車の」に改め、同項を同条第三項とし、同条の次に次の九条を加える。</p> <p>(環境性能割の課税についての調査)</p> <p>第一百一十六条の一 自動車税事務所長は、環境性能割の申告書又は修正申告書(以下この節において「申告書」という。)の提出があつた場合において必要と認めるとき、環境性能割の申告書の提出がないとき、環境性能割に係る更正の請求書の提出があつ</p>
---

たときその他必要があると認めるときは、自動車の取得価額その他必要な事項を調査しなければならない。

(環境性能割に係る更正若しくは決定又は加算金の決定)

第一百一十六条の三 自動車税事務所長は、環境性能割の申告書の提出があつた場合において、その課税標準額又は税額が前条の規定により調査したとしと異なるときは、直ちに、更正の決議をしなければならない。

2 自動車税事務所長は、環境性能割の申告書の提出がないときは、前条の規定により調査したところに基づき、直ちに、決定の決議をしなければならない。

3 自動車税事務所長は、前一項の規定により更正又は決定をした後において、その課税標準額又は税額が前条の規定により調査したとしと異なることを発見したときは、直ちに、更正の決議をしなければならない。

4 前三項の規定による更正又は決定の決議は、別記第一百三十九号の一様式による自動車税環境性能割更正・決定等決議書により行わなければならない。この場合において、当該決議書には、別記第一百三十九号の三様式による明細表を添付しなければならない。

5 自動車税事務所長は、環境性能割に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定をするときは、別記第一百三十九号の一様式による自動車税環境性能割更正・決定等決議書により決議しなければならない。この場合において、当該決議書には、別記第一百三十九号の三様式による明細表を添付しなければならない。

6 自動車税事務所長は、規則第八十三条の三の規定による環境性能割に係る更正の請求書の提出があつた場合において、更正をすべき理由がないと認めるときは、当該請求書により更正をしない旨の決議をしなければならない。

(環境性能割の更正又は決定の通知書等)

第一百一十六条の四 規則第十一条の規定による環境性能割の更正又は決定の通知書等は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式のとおり調整して作成しなければならない。

一 環境性能割の更正・決定（加算金決定）等通知書 別記第一百三十九号の四様式  
 二 環境性能割の加算金決定等通知書 別記第一百三十九号の五様式  
 2 法第二十条の九の三第四項の規定による更正をすべき理由がない旨の通知は、その旨を前条第六項の請求書の副本に記載して行わなければならない。

(環境性能割の申告是認)

第一百一十六条の五 自動車税事務所長は、環境性能割の申告書の提出があつた場合において、その課税標準額及び税額が第百一十六条の二の規定により調査したところと異なるときは、別記第一百三十九号の六様式による申告是認調書により申告是認の整理をしなければならない。

2 自動車税事務所長は、前項の規定により申告是認の整理をしたときは、当該申告書の余白に必要事項を記載しなければならない。

(譲渡担保財産の取得に対して課する環境性能割の納税義務の免除等)

第一百一十六条の六 自動車税事務所長は、規則第八十三条の四第一項の規定による納税義務免除申請書の提出があつたときは、当該申請書により納税義務の免除について決議しなければならない。

2 規則第八十三条の四第一項の規定による納税義務の免除の通知は、その旨を前項の申請書の副本に記載して行わなければならない。

3 第十三条第一項から第四項まで、第八項及び第九項の規定は、条例第七十二条の十五第一項又は第四項の規定による環境性能割の徴収猶予及びその取消しについて準用する。

(自動車の返還があつた場合の環境性能割の納税義務の免除)

第一百一十六条の七 前条第一項の規定は規則第八十三条の五第一項の規定による納税義務免除申請書の提出があつた場合について、前条第二項の規定は規則第八十三条の五第二項の規定による納税義務の免除の通知について準用する。

(環境性能割の減免)

第一百一十六条の八 自動車税事務所長は、規則第八十三条の七第五項、第八十三条の八第三項、第八十三条の九第十二項又は第八十三条の十第一項の規定による減免申請書の提出があつたときは、当該申請書によつて減免について決議しなければならない。

2 規則第八十三条の七第六項（規則第八十三条の八第四項、第八十三条の九第十四項又は第八十三条の十第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、その旨を前項の申請書の副本に記載して行わなければならない。

3 自動車税事務所長は、条例第七十二条の十七第一項第三号から第五号までに掲げる者から規則第八十三条の九第十一項の規定による減免申請書の提出があつたときは、条例第七十二条の十七第五項の規定により提示された規則第八十三条の九第十三項に規定する書類に別記第一百三十九号の七様式による減免申請済印を押印しなければならない。

## (環境性能割申告書の整理)

第一百一十六条の九　自動車税事務所長は、環境性能割の申告書を申告田」として整理しなければならない。

## (種別割の納税義務者の調査)

第一百一十六条の十　自動車税事務所長は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八百八十五号）第七条、第十二条、第十三条、第十五条若しくは第十六条の規定による新規登録、変更登録、移転登録若しくは抹消登録の申請があつた自動車又は同法第十四条の規定による登録番号の変更があつた自動車に対する種別割の課税に必要な事項について、条例第八十条第一項の規定により提出があつた種別割申告書その他の関係資料（電磁的記録を含む。）によつて調査しなければならない。同条第一項又は第三項の規定により種別割申告書を提出すべきものについても、同様とする。

第一百一十七条第一項中「自動車税の」を「種別割の」に改める。

第一百一十八条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同項第一号中「自動車税」を「種別割」に改め、同項第二号中「定める」を「掲げる」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「損壊」を削り、「存在しない場合」の下に「損壊により修理不能となつた場合」を、「存在しなくなつた日」の下に「修理不能となつた日」を加え、「自動車税」を「種別割を」に改め、同条第三項中「自動車税の」を「種別割の」に、「自動車税賦課決定等決議書」を「自動車税種別割賦課決定等決議書」に、「別記第一百一十六号様式」を「別記第一百三十九号の三様式」に改め、同条第四項中「自動車税賦課決定等決議書」を「自動車税種別割賦課決定等決議書」に、「別記第一百一十六号様式」を「別記第一百三十九号の三様式」に改める。

第一百三十六条（見出しを含む。）中「自動車税申告書」を「種別割申告書」に改める。附則第三項に見出しつして「（不動産取得税の徴収猶予等）」を付する。

附則第四項に見出しつして「（対象区域内用途廃止等自動車等の代替自動車等に対する自動車税の環境性能割の納税義務の免除等）」を付し、同項中「第一百十二条」を「第一百三十六条の六第一項及び第一項」に、「附則第二十三条第一項」を「附則第二十五条第一項」に、「附則第五十二条第五項」を「附則第五十三条の二第五項」に、「自動車取扱税」を「自動車税の環境性能割」に、「規則附則第七条第一項及び第一項」を「条例附則第二十五条第一項」に改める。

附則第五項に見出しつして「（対象区域内用途廃止等自動車等の代替自動車等に対する自動車税の種別割の納税義務の免除等）」を付し、同項中「附則第二十五条第一項」に、「附則第二十六条第一項」に改め、「自動車税の」の下に「種別割の」を加え、「規則附則第八条第一項及び第二項」を「条例附則第二十六条第一項」に改める。

別記様式目次中「自動車税用」を「自動車税種別割用」に、「第一百一条並びに第一百三十二条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税の」を「種別割の」に改める。

第一百三十三条第一項中「第八十三条の二第一項の規定により」を「第八十三条の二第一項の規定による」に改め、同条第一項中「第八十三条の二第一項に規定する」を「第八十三条の二第一項の規定による」に改める。

第一百三十四条の見出し中「自動車税納税証明書」を「種別割納税証明書」に改め、同条第二項中「自動車税の」を「種別割の」に、「自動車税」を「種別割」に改める。

第一百三十五条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第一百十八条」を「第一百一十六条の八第一項」に、「規則第八十七条第二項、第八十七条の二第二項、第八十七条の三第六項又は第八十七条の四第二項の規定により自動車税减免申請書の提出があつた場合」を「規則第八十七条第二項、第八十七条の二第三項、第八十七条の三第五項又は第八十七条の四第二項の規定による减免申請書の提出があつた場合について、第一百一十六条の八第二項の規定は規則第八十七条第三項、第八十七条の二第四項、第八十七条の三第八項又は第八十七条の四第三項において準用する規則第八十三条の七第六項の規定による通知について、第一百一十六条の八第三項の規定は条例第八十五条の二第一項第三号に掲げる者から規則第八十七条の三第五項の規定による减免申請書の提出があつた場合」に改め、「準用する」の下に「」の場合において、第一百一十六条の八第三項中「第七十二条の十七第五項」とあるのは「第八十五条の二第四項」と、「第八十三条の九第十三項」とあるのは「第八十七条の三第七項」と読み替えるものとする」を加える。

「二十五条の七第一項」を「第一百一十五条の七第一項並びに第六条の八第三項」に、「第一百一条並びに附則第三項」を「第一百一十六条の八第三項並びに附則第三項」に、「第一百十一条及び第一百一十五条の七第一項」を「第一百一十五条の七第一項及び第一百一十六条の八第三項」に、「自動車税を」を「自動車税種別割を」に、「自動車税徵收關係書類等引繼（引受）書」を「自動車税種別割徵收關係書類等引繼（引受）書」に、「自動車課稅地異動通知書」を「自動車税種別割課稅地異動通知書」に、「自動車稅賦課決定明細表兼調定明細表」を「自動車税種別割賦課決定明細表兼調定明細表」に改め、「第五十七条第一項及び第三項並びに附則第三項」及び「第五十七条第二項及び第三項並びに附則第三項」の下に「第四項及び第五項」を加え、「法人稅額等通知書」を

自動車税種別割課税免除取消通知書	自動車税取得税更正・決定（加算金決定）等通知書	自動車取得税加算金決定等通知書	自動車取得税申告是認調書	自動車取得税・自動車税減免申請済
取消通知書	削除	削除	削除	削除
自動車承認	印	印	印	印
項目	項	項	項	項
第一百一十六条第三項	第一百一十六条第一項	第一百一十六条第一項	第一百一十七条第一項	第一百一十六条第三項
第一百一十六条第三項	第一百一十八条第一項	第一百一十八条第一項	第一百一十七条第一項	第一百一十六条第一項
第一百一十六条第三項	及び第一百三十五条	及び第一百三十五条	及び第一百三十五条	及び第一百三十五条
第一百一十六条第三項	を	に、	に、	に、

第一百三十九号の二様	自動車税環境性能割更正・決定等決式	第四項及び第五項
第一百三十九号の三様	自動車税（環境性能割・種別割）賦課等明細表	第四項及び第五項
第一百三十九号の四様	自動車税環境性能割更正・決定（加算金決定）等通知書	第四項及び第五項
第一百三十九号の五様	自動車税環境性能割加算金決定等通知書	第四項及び第五項
第一百三十九号の六様	自動車税環境性能割申告是認調書	第四項及び第五項
第一百三十九号の七様	自動車税減免申請済印	第四項及び第五項
第一項	第一項	第一項
第二項	第二項	第二項
第三項及び第一項	第三項及び第一項	第三項
第四項	第四項	第四項
第五項	第五項	第五項
第六項	第六項	第六項
第七項	第七項	第七項
第八項	第八項	第八項
第九項	第九項	第九項
第十項	第十項	第十項
第十一項	第十一項	第十一項
第十二項	第十二項	第十二項
第十三項	第十三項	第十三項
第十四項	第十四項	第十四項
第十五項	第十五項	第十五項

第3号様式その2（用紙縦115ミリメートル、横364ミリメートル）（第5条、第8条、第11条、第12条関係）

岐阜県納入済通知書 (自動車税種別割)					
公 通常払込料金			加入者負担		
加入者名			口座記号番号	合計金額	円
取納機関番号			納付番号	確認番号	納付区分
納期限			年度	登録番号	O C R - I D
▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼					
3 3					
▶ ▶ ▶ ▶ ▶ ▶					
延滞金合計			円	コンビニ等取扱期限	領収日付印
CVS収納用			円	納税者氏名 (住所等非表示払込書)	様
取りまとめ金融機関			取りまとめ店	□切り取らねば不出し不得。	
税目			登録番号	税額	納期限
納付内容			合計金額	延滞金	税目
CVS取納代行会社			納税者氏名 (住所等非表示払込書)	円	加入者名
課税事務所			納付区分	円	口座記号番号
取りまとめ金融機関			領収日付印	円	納付番号
取りまとめ店			CVS取納代行会社	円	確認番号
税目			CVS取納代行会社 /CVS本部保管	円	通常払込料金 納付書 (原符) 兼 公 通常払込料金受領証
この受領証は、大切に保管してください。					

備考 第3号様式その1備考は、この様式について準用する。

この受領証は、大切に保管してください。

岐阜県自動車税種別割領取証書													
加入者名	公口座番号												
<table border="1"> <tr> <td>登録番号</td> </tr> <tr> <td>課税年度</td> </tr> <tr> <td>課税対象年度</td> </tr> <tr> <td>切り取らぬでお出しあげます。</td> </tr> </table>		登録番号	課税年度	課税対象年度	切り取らぬでお出しあげます。								
登録番号													
課税年度													
課税対象年度													
切り取らぬでお出しあげます。													
<table border="1"> <tr> <td>納期限</td> </tr> <tr> <td>納付番号 確認番号 摘要</td> </tr> <tr> <td>納付区分</td> </tr> <tr> <td>切り取らぬでお出しあげます。</td> </tr> </table>		納期限	納付番号 確認番号 摘要	納付区分	切り取らぬでお出しあげます。								
納期限													
納付番号 確認番号 摘要													
納付区分													
切り取らぬでお出しあげます。													
<table border="1"> <tr> <td>納付する額</td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(差出人)</td> </tr> </table>		納付する額	税額	円	延滞金	円	合計	円	(差出人)				
納付する額													
税額	円												
延滞金	円												
合計	円												
(差出人)													
<table border="1"> <tr> <td>登録番号</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td>維検査・構造等変更検査(車検)で使用される際はお切り離してください。</td> </tr> <tr> <td>証明書有効期限</td> <td>この証明書で車検の際の納税確認をする場合がありますので、大切に保管してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>岐阜市日置江2648-3</p> <p>岐阜県自動車税事務所長</p> <p>印</p> </td> </tr> <tr> <td>領收日付印</td> <td>上記の登録番号、車台番号、証明書有効期限が「■■■納税証明書無効■■■」となっているもの又は収納機関の領收日付印がないものは無効です。</td> </tr> <tr> <td>収入印紙不要</td> <td>納税證明書(維檢査・構造等變更検査用)</td> </tr> </table>		登録番号	様	車台番号	維検査・構造等変更検査(車検)で使用される際はお切り離してください。	証明書有効期限	この証明書で車検の際の納税確認をする場合がありますので、大切に保管してください。	<p>岐阜市日置江2648-3</p> <p>岐阜県自動車税事務所長</p> <p>印</p>		領收日付印	上記の登録番号、車台番号、証明書有効期限が「■■■納税証明書無効■■■」となっているもの又は収納機関の領收日付印がないものは無効です。	収入印紙不要	納税證明書(維檢査・構造等變更検査用)
登録番号	様												
車台番号	維検査・構造等変更検査(車検)で使用される際はお切り離してください。												
証明書有効期限	この証明書で車検の際の納税確認をする場合がありますので、大切に保管してください。												
<p>岐阜市日置江2648-3</p> <p>岐阜県自動車税事務所長</p> <p>印</p>													
領收日付印	上記の登録番号、車台番号、証明書有効期限が「■■■納税証明書無効■■■」となっているもの又は収納機関の領收日付印がないものは無効です。												
収入印紙不要	納税證明書(維檢査・構造等變更検査用)												
C VS 収納代行会社 (納税者保管) 上記のとおり領收しました。													
(納税者保管)													

(表面)

## 口座振替停止通知書

年 月 日

あなたは

において 県税（個人の事業税、自動車税種別割）  
に関するより納めて  
を口座振替にして いただいておりましたが、 年 月 日以降に

納期が到来するものから口座振替の取扱いを止めさせていただきます。

口  
座  
振  
替  
停  
止  
理  
由

別記第五号様式表面を次のように改める。

備考 金融機関にする通知には、停止の理由を記載しないこと。

定點銀十二川印鑄行印「第111条、第125条の7」と「第125条の7、第126条の8」正名  
の印。

元記録十三回印の「第111条」に「第126条の8」立候る。  
元記録十三回印の「第111条」に「第111条、  
第125条の7」に「第125条の7、第126条の8」立候る。

「第134条」 必「第173条」 並略記<sup>10</sup>。

(表面)

岐阜県納入済通知書 (自動車税種別割)				通常払込料金 加入者負担		通常払込料金 岐阜県 (原符) 兼 払込金受領証	
加入者名	口座記号 番号	合計 金額	納付 区分	加入者名	口座記号 番号	納付番号	CVS ロゴ
収納機関 番号	納付番号	確認 番号	O C R — I D	納付番号	納付区分	納付番号	CVS ロゴ
納期限	年度	登録番号		税目		税目	
3 3				登録番号		登録番号	
延滞金	コンビニ等取扱期限	領取日付印	合計金額	延滞金	税額	合計金額	延滞金
滞金 合計	円	納税者氏名 (住所等非表示払込書) 様	納税者氏名 (住所等非表示払込書) 様	円	円	円	円
C V S 取 納 用	コンビニエンスストア等 受付時の注意 バーコードのないもの、 バーコードが読みないな どで受付できないもの、 金額が30万円を超えるもの の又は金額訂正したものはコンビニエンスストア 等で納付することはでき ません。	(CVS取納代行会社 ／CVS本部保管)	CVS取納代行会社 課税事務所 取りまとめ金融機関 取りまとめ店 金融機関／ CVS店舗保管	CVS取納代行会社 課税事務所 取りまとめ金融機関 取りまとめ店 CVS店舗保管	CVS取納代行会社 課税事務所 取りまとめ金融機関 取りまとめ店 CVS店舗保管	CVS取納代行会社 課税事務所 取りまとめ金融機関 取りまとめ店 CVS店舗保管	CVS取納代行会社 課税事務所 取りまとめ金融機関 取りまとめ店 CVS店舗保管
取りまとめ金融機関 税 目	取りまとめ店 取りまとめ事務所						

この受領証は、大切に保管してください。

備考 第3号様式その1備考は、この様式について準用する。

自動車税種別割引督促領收証書								
加入者名	口座番号							
公								
<table border="1"> <tr> <td>登録番号</td> </tr> <tr> <td>課税年度</td> </tr> <tr> <td>課税対象年度</td> </tr> </table>		登録番号	課税年度	課税対象年度				
登録番号								
課税年度								
課税対象年度								
<table border="1"> <tr> <td>納期限</td> </tr> <tr> <td>納付番号 確認番号 摘要</td> </tr> <tr> <td>納付区分</td> </tr> </table>		納期限	納付番号 確認番号 摘要	納付区分				
納期限								
納付番号 確認番号 摘要								
納付区分								
<p>上記のとおり滞納となつておりますので 裏面の納付場所で至急納めてください。</p>								
<table border="1"> <tr> <td>岐阜県自動車税事務所長</td> </tr> <tr> <td>(差出人) 501-6192 岐阜市日置江2648-3</td> </tr> <tr> <td>岐阜県自動車税事務所 電話 (058) 279-3781 (問合せ先上記 受付時間 平日8:30~17:15)</td> </tr> </table>		岐阜県自動車税事務所長	(差出人) 501-6192 岐阜市日置江2648-3	岐阜県自動車税事務所 電話 (058) 279-3781 (問合せ先上記 受付時間 平日8:30~17:15)				
岐阜県自動車税事務所長								
(差出人) 501-6192 岐阜市日置江2648-3								
岐阜県自動車税事務所 電話 (058) 279-3781 (問合せ先上記 受付時間 平日8:30~17:15)								
<table border="1"> <tr> <td>納付する額</td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> </table>		納付する額	税額	円	延滞金	円	合計	円
納付する額								
税額	円							
延滞金	円							
合計	円							
<p>上記の登録番号、車台番号、証明書有効期限が 「■■■納税証明書無効■■■」となつているもの又は 収納機関の領收日付印がないものは無効です。</p>								
<table border="1"> <tr> <td>岐阜市日置江2648-3</td> </tr> <tr> <td>岐阜県自動車税事務所長</td> </tr> <tr> <td>印</td> </tr> </table>		岐阜市日置江2648-3	岐阜県自動車税事務所長	印				
岐阜市日置江2648-3								
岐阜県自動車税事務所長								
印								
<table border="1"> <tr> <td>領收日付印</td> </tr> <tr> <td>取扱印紙不要</td> </tr> </table>		領收日付印	取扱印紙不要					
領收日付印								
取扱印紙不要								
<table border="1"> <tr> <td>登録番号</td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> </tr> <tr> <td>証明書有効期限</td> </tr> </table>		登録番号	車台番号	証明書有効期限				
登録番号								
車台番号								
証明書有効期限								
<p>この証明書で車検の際の納税確認をする場合があ りますので、大切に保管してください。</p>								

別記第三十八号様式「自動車税徴収関係書類等引継（引受）書」や「自動車税種別  
割徴収関係書類等引継（引受）書」に於ける  
別記第三十九号様式を次のよう改め。

樣

岐阜県  
県税事務所長

第  
月  
年

# 岐 阜 県 公 報

# 自動車税種別割課税地異動通知書

あなたの自動車税種別割の課税地が次のとおり異動し、これらの県税の徴収及びこれに関する事項については、当県税事務所が所管することとなりましたので、通知します。

定額課目三十六「自動車税賦課決定明細表兼調停明細表」及「自動車税種別割賦課決定明細表兼調停明細表」更始める。

定額課目三十八「機械」定額課目三十六「機械及び定額課目四十「機械」「附則第三項」及「附則第三項、附則第五項」更始める。

定額課目三十九「機械」「附則第三項」及「附則第三項、附則第四項」更始める。

定額課目四十「機械」「第57条」及「第57条、附則第五項」更始める。

定額課目四十「機械」及「第57条」更始める。

定額課目四十「機械」及「第57条、附則第五項」更始める。

	第160号様式 (用紙日本産業規格A4) (第60条関係)										作成日: 年月日	
	年度		歳		入日		歳入取扱日:		年月日		計表	
	合計	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
個人県民税												
県民税配当割												
県民税株式等譲渡所得割												
法人県民税												
県民税利子割												
個人事業税												
法人事業税												
地方消費税譲渡割												
地方消費税貨物割												
不動産取得税												
県たばこ税												
ゴルフ場利用税												
軽油引取税												
自動車税環境性能割												
自動車税種別割												
貧困税												
県固定資産税												
狩猟税												
乗鞍環境保全税												
(旧法) 特別地方消費税												
(旧法) 自動車取得税												
(旧法) 自動車税												
(旧法) 軽油引取税												
県 税 小 計												
延滞金												
不申告加算金												
過少申告加算金												
重加算金												
税 外 収 入 計												
申告納付 (未確定)												
回付未済額												
総 入 小 計												
県 税 合 計												

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

別記第百六十三号様式付表一中

## 自動車取得税

## 軽油引取税

經由引取說

自動車脱環境性能割

目錄

「又得税」也 (二六)

自動車税

自動車税種別割

四物車說

ప్రశ్నలు

別記第百六十二

## 様式付表一から同様式

## 第163号様式付表2 (用紙日本産業規格A4) (第63条関係)

年度

不 納 欠 損 に 關 す る 調

作成日： 年 月 日  
(単位：円)

区分 税目	時効完成		時効完成		執 行 停 止		中 止		計 税額
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	
個人県民税									
均等割及び所得割									
配当割									
株式等譲渡所得割									
法人県民税									
県民税利子割									
個人事業税									
法人事業税									
不動産取得税									
県たばこ税									
ゴルフ場利用税									
軽油引取税									
自動車税環境性能割									
自動車税種別割									
鉛区税									
狩獵税									
乗駆環境保全税									
(旧法) 特別地方消費税									
(旧法) 自動車取得税									
(旧法) 自動車税									
(旧法) 軽油引取税									
合 計									
過少申告									
加算金									
不申告									
重 計									
合 計									

備考 第3号様式その1備考は、この様式について準用する。

## 第163号様式付表3 (用紙日本産業規格A4) (第63条関係)

年度 収入未済額に関する調(1)

作成日 年 月 日

(単位:円)

税目	区分		財産差押①		換価猶予②		執行停止③		徵収猶予④		徵収嘱託⑤		交付要求⑥	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
個人・県民税														
均等割及び所得割														
配当割														
株式等譲渡所得割														
法人・県民税														
県民税利子割														
個人事業税														
法人事業税														
不動産取得税														
県たばこ税														
ゴルフ場利用税														
軽油引取税														
自動車税(環境性能割)														
自動車税(種別割)														
鉱区税														
狩猟税														
乗船環境保全税														
(旧法) 特別地方消費税														
(旧法) 自動車取得税														
(旧法) 自動車税														
(旧法) 軽油引取税														
計														
税 外 収 入	過少申告													
	不申告													
	重 計													
	合計													

備考 第3号様式その1の備考は、この様式について準用する。

## 収入未済額に関する調(2)

作成日： 年 月 日  
(暦日)  
（備註用）

## 第163号様式付表4 (用紙日本産業規格A4) (第63条関係)

年度 差押えに関する調査

作成日 年 月 日

外 (2)

(21) 令和元年9月30日

区分		差押え			差押解除			差引本年度末		
		前年度末差押額 ①	本年度中差押額 ②	計 ①+②=③	差押収入 ④	その他 ⑤	差押額 ⑥	件数(件)	件数(件)	件数(件)
県民税	個人	金額(円)	件数(件)	金額	件数	金額	件数	金額(円)	件数(件)	件数(件)
		均等割及び所得割								
		配当割								
		株式等譲渡所得割								
法人										
事業税	個人									
	法人									
本 不動産取得税										
県たばこ税										
ゴルフ場利用税										
軽油引取税										
自動車税環境性能割										
自動車税種別割										
鉱区税										
狩猟税										
乗鞍環境保全税										
(旧法)特別地方消費税										
(旧法)自動車取得税										
(旧法)自動車税										
(旧法)軽油引取税										
計										
過少申告加算金										
不申告加算金										
重加算金										
入										
合計										

備考 第3号様式その1の備考は、この様式について準用する。

## 第163号・様式付表5 (用紙日本産業規格A4) (第63条関係)

年度

執行停止に関する調

作成日: 年 月 日

事務所:

		執行停止額												本年度中の不納欠損額及び執行停止取消額													
		前年度未執行停止額						本年度中執行停止額						差引本年度未執行停止額						内訳							
区分	県民税	個人		金額 円	件数 件	金額 円	件数 件	金額 円	件数 件	金額 円	件数 件	金額 円	件数 件	金額 円	件数 件	金額 円	件数 件	金額 円	件数 件	金額 円	件数 件	金額 円	件数 件				
		均等割及び所得割	配当割																	第1号該当	第2号該当	第3号該当	内訳	第1号該当	第2号該当	第3号該当	
現年課税	事業税	個人	法人																								
不動産取得税	不動産取得税	個人	法人																								
県たなし税	県たなし税	個人	法人																								
ゴルフ場利用税	ゴルフ場利用税	個人	法人																								
軽油引取税	軽油引取税	個人	法人																								
自動車税(機種別割)	自動車税(機種別割)	個人	法人																								
自動車税(機種別割)	自動車税(機種別割)	個人	法人																								
藍色区域	特種税	個人	法人																								
特種税	特種税	個人	法人																								
乗接運送保全税	乗接運送保全税	個人	法人																								
特別地方消費税	特別地方消費税	個人	法人																								
自動車取得税	自動車取得税	個人	法人																								
自動車税(性能別割)	自動車税(性能別割)	個人	法人																								
藍色区域	藍色区域	個人	法人																								
特種税	特種税	個人	法人																								
ゴルフ場利用税	ゴルフ場利用税	個人	法人																								
軽油引取税	軽油引取税	個人	法人																								
自動車税(性能別割)	自動車税(性能別割)	個人	法人																								
藍色区域	藍色区域	個人	法人																								
特種税	特種税	個人	法人																								
乗接運送保全税	乗接運送保全税	個人	法人																								
特別地方消費税	特別地方消費税	個人	法人																								
自動車取得税	自動車取得税	個人	法人																								
自動車税(性能別割)	自動車税(性能別割)	個人	法人																								
藍色区域	藍色区域	個人	法人																								
特種税	特種税	個人	法人																								
ゴルフ場利用税	ゴルフ場利用税	個人	法人																								
軽油引取税	軽油引取税	個人	法人																								
自動車税(性能別割)	自動車税(性能別割)	個人	法人																								
藍色区域	藍色区域	個人	法人																								
特種税	特種税	個人	法人																								
ゴルフ場利用税	ゴルフ場利用税	個人	法人																								
軽油引取税	軽油引取税	個人	法人																								
自動車税(性能別割)	自動車税(性能別割)	個人	法人																								
藍色区域	藍色区域	個人	法人																								
特種税	特種税	個人	法人																								
ゴルフ場利用税	ゴルフ場利用税	個人	法人																								
軽油引取税	軽油引取税	個人	法人																								
自動車税(性能別割)	自動車税(性能別割)	個人	法人																								
藍色区域	藍色区域	個人	法人																								
特種税	特種税	個人	法人																								
ゴルフ場利用税	ゴルフ場利用税	個人	法人																								
軽油引取税	軽油引取税	個人	法人																								
自動車税(性能別割)	自動車税(性能別割)	個人	法人																								
藍色区域	藍色区域	個人	法人																								
特種税	特種税	個人	法人																								
ゴルフ場利用税	ゴルフ場利用税	個人	法人																								
軽油引取税	軽油引取税	個人	法人																								
自動車税(性能別割)	自動車税(性能別割)	個人	法人																								
藍色区域	藍色区域	個人	法人																								
特種税	特種税	個人	法人																								
ゴルフ場利用税	ゴルフ場利用税	個人	法人																								
軽油引取税	軽油引取税	個人	法人																								
自動車税(性能別割)	自動車税(性能別割)	個人	法人																								
藍色区域	藍色区域	個人	法人																								
特種税	特種税	個人	法人																								
ゴルフ場利用税	ゴルフ場利用税	個人	法人																								
軽油引取税	軽油引取税	個人	法人																								
自動車税(性能別割)	自動車税(性能別割)	個人	法人																								
藍色区域	藍色区域	個人	法人																								
特種税	特種税	個人	法人																								
ゴルフ場利用税	ゴルフ場利用税	個人	法人																								
軽油引取税	軽油引取税	個人	法人																								
自動車税(性能別割)	自動車税(性能別割)	個人	法人																								
藍色区域	藍色区域	個人	法人																								
特種税	特種税	個人	法人																								
ゴルフ場利用税	ゴルフ場利用税	個人	法人																								
軽油引取税	軽油引取税	個人	法人																								
自動車税(性能別割)	自動車税(性能別割)	個人	法人																								
藍色区域	藍色区域	個人	法人																								

## 第163号様式付表6(用紙日本産業規格A4)(第63条関係)

六 史 (2)

年度

課税年度別収入未済額に関する調

作成日：年月日

事務所：

年度

課税年度別収入未済額に関する調

(23) 令和元年9月30日

区分		年度		年度		年度		年度以前		計	
県民税	個人	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
	均等割及び所得割										
	配当割										
	株式等譲渡所得割										
	法人										
事業税	利子割										
	個人										
本 不動産取得税	法人										
	県たばこ税										
ゴルフ場利用税											
精油引取税											
自動車税環境性能割											
自動車税種別割											
航区税											
狩猟税											
乗鞍環境保全税											
旧法による税											
特別地方消費税											
自動車取得税											
自動車税											
精油引取税											
計											
税 外 収 入 計											
合計											

備考 第3号様式その1の備考は、この様式について準用する。

## 第163号様式付表7 (用紙日本産業規格A4) (第63条関係)

## 滞納繰越分調定額異動理由に関する調

区分	異動												県税事務所			調製者印		
	(一) 在(年6月1日現額)						(二) (年5月31日現在)差引額						額			額		
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
県民税	個人	円	金額	件数	円	金額	件数	円	金額	件数	円	金額	件数	円	金額	件数	円	金額
県民税	法人																	
県民税	利子割																	
事業税	個人																	
事業税	法人																	
不動産	取得税																	
ゴルフ	場利用税																	
軽油	引取税																	
自動車税	環境性能割																	
自動車税	種別割																	
鉱区	税																	
乗鞍環境	保全税																	
旧特別	地方消費税																	
旧自動車	取得税																	
旧自動車	税																	
旧軽油	引取税																	
	計																	

## 理由別表

区分	(イ)	(ロ)	(ハ)	(二)	(ホ)その他の理由による増減額
県民税個人	令第8条の規定のあん分率の変更による増減額円	条例第28条第2項及び第3項の規定による増減額円			

	法 人	更正による減額	確定申告による減額	（徵収金の引継引受による増減額）	誤謬等の訂正による増減額
事 業 税	個 人	同 上		同 上	同 上
	法 人	同 上	確定申告による減額	同 上	同 上
不 動 産 取 得 税	条例第58条の2から第58条の6までの規定による減額	条例第55条の規定による減額	同 上	同 上	同 上
自 動 車 税 種 別 割 取 消 し による減額	課税客体の減失による賦課の取消しによる減額	定置場の県外移動による減額	同 上	同 上	同 上
鉱 区 税	鉱区の減区による減額		同 上	同 上	同 上
旧特別地方消費税	旧条例第67条の3の規定による減額		同 上	同 上	同 上

備考 1 「異動額」欄の増減額は、増額及び減額別に記載し、減額分は、上段に朱書すること。

2 「異動額」欄の(イ)(ロ)(ハ)及び(ニ)については、理由別表によつて記載すること。

3 「異動額」欄の(ホ)に該当がある場合は、理由別表「(ホ)その他の理由による減額」欄にその概要を記載すること。

4 第3号様式その1備考は、この様式について準用する。

## 第196号様式 (用紙日本産業規格A4) (第90条関係)

発行番号:

受付日:

利用者ID:

納税者ID:

手続ID: 様式ID:

長 殿

通知年月日:

## 市町村民税法人税割に係る課税標準額等の通知について

このことについて、次のとおり通知します。

法 人 番 号	変更前( )					
( フリ ガ ナ )						
法 人 名						
主たる事務所等の所在地						
本都道府県における主たる事務所等の所在地						
事 業 年 度	から	法 人 税 申 告 期 限	月	資 本 金 の 額 又 は 資 金 の 額	円	
	まで	延 長 月 数	まで	資本金の額又は出資金の額(解散時点)	円	
連 結 区 分		事 業 年 度 区 分		資本金の額及び資本準備金の額の合算額	円	
法 人 区 分				資 本 金 等 の 額	円	
税 务 官 署 の 通 知 年 月 日		税 务 官 署 の 处 理 区 分		減 額 更 正 の 理 由		
法 人 税 申 告 年 月 日		税 务 官 署 の 申 告 区 分				
申 告 处 理 年 月 日		申 告 处 理 区 分				
税 务 署						
( 使 途 秘 置 金 税 額 等 ) ( 円 )		重 加 算 金	対 象 所 得	円		
法 人 税 割			対 象 付 加 額	円		
( 非 PE 分 ) ( 円 )			対 象 資 本 金 額	円		
差 引 所 得 に 対 す る 法 人 税 額			対 象 収 入 金 額	円		
仮 装 経 理 に 基 づ く 法 人 税 額 等			控 除 外 国 税 額 の 総 額 ( 市 町 村 分 )	円		
租 税 条 約 対 象 法 人 税 額			(個別) 控除対象所得税額等相当額の控除額の総額(市町村分)	円		
特 定 寄 附 金 の 合 計 額		補 正 後 の 分 割 基 準 総 数 ( 市 町 村 分 )	人			
重 加 算 税 額		重 加 算 税 対 象 所 得 金 額	円			
関係市町村事務所等所在地		分割基準	関係市町村事務所等所在地	分割基準	関係市町村事務所等所在地	分割基準
分割基準総数		人 13		人 26		人
1		人 14		人 27		人
2		人 15		人 28		人
3		人 16		人 29		人
4		人 17		人 30		人
5		人 18		人 31		人
6		人 19		人 32		人
7		人 20		人 33		人
8		人 21		人 34		人
9		人 22		人 35		人
10		人 23		人 36		人
11		人 24		人 37		人
12		人 25		人 38		人
備考						

連絡先:

電話番号:  
課税番号:

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

別記第百九十六号様式を次のように改める。

## 第206号様式(用紙日本産業規格A4)(第95条関係)

発行番号:

受付日:

利用者ID:

納税者ID:

手続ID:

様式ID:

知事 殿

通知年月日:

法人 県 民 税 に係る課税標準額等の通知について  
事 業 税

のことについて、次のとおり通知します。

法人番号	変更前( )
(フリガナ)	
法人名	
主たる事務所等の所在地	

事業年度	から	申告期限の延長月数	事業税	月	資本金の額又は資本金の額の額	円
	まで		県民税	月	(解散時点)	円
連結区分		災害等延長の申告期限		まで	資本金の額及び資本準備金の額の合算額	円
事業年度区分		法人区分	法第72条の	適用	資本金等の額	円

税務官署の通知年月日	税務官署の処理区分	減額更正の理由
法人税申告年月日	税務官署の申告区分	
申告処理年月日	申告処理区分	
税務署		

課税標準等の総額	法人所得割	年400万円以下	円	重加算金	対象所得	得	円
		年400万円超年800万円以下	円		対象付価値	加額	円
		年800万円超	円		対象資本金額		円
		計	円		対象収入金額		円
		軽減税率不適用法人の金額	円		過少・不申告加算金	対象所得	円
		付加価値割	円		対象付価値	加額	円
		資本割	円		対象資本金額		円
		収入割	円		対象収入金額		円
		(使途秘匿金税額等)	円		過小申告加算税額		円
		法人税割	円		無申告加算税額		円
(非PE分)	円	重加算税額		円			
差引所得に対する法人税額	円	重加算税対象所得金額		円			

分割基準	種類		内訳	総数
	法人事業税			
	法人 都 道 府 県 民 税		人	人
関係都道府県の事務所等所在地				分割都道府県数

その他の控除額	外国の法人税等の額の控除額	法人税割額から控除すべき外国税額の総額	円	租税条約	対象所得金額	円
		都道府県民税分	円		対象付加価値額	円
		市町村民税分	円		対象資本等金額	円
		(個別)控除対象所得税額等相当額の控除額の総額	円		対象収入金額	円
		都道府県民税分	円		対象法人税額	円
		市町村民税分	円		軌道又は鉄道の売上高とその他部門の売上高	円
		補正後の従業者数の総数	人		軌道又は鉄道の売上高	円
		都道府県民税分	人		その他部門の売上高	円
		市町村民税分	人			
					特定寄附金の合計額	円
		欠損事業年度の所得金額(欠損金額)	円			

備考	
----	--

連絡先:

電話番号:

課税番号:

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

別記第一百六号様式を次のように改める。

正記録 | 付 | 10回印鑑式の正記録 | 付 | 10回印鑑式のものとある。

第224号様式から第230号様式まで 削除

正記録 | 付 | 16回印鑑式 「自動車税課税免除取消通知書」 や 「自動車税種別割課税免除自動車承認取消通知書」 に於ける回数式の大變式を除く。

## 第239号の2様式（用紙日本産業規格A4）（第126条の3関係）

							起案	年 月 日
							決裁	年 月 日
自動車税環境性能割更正・決定等決議書								
申告事由			今 回		累 計			
	件 数	課税標準額	税 額	件 数	課税標準額	税 額		
非課税								
免税点以下								
増額調定分	現金徴収(申告納付分)							
	修正申告							
	更正							
	決定							
	その他							
	小計 ①							
減額調定分	課税免除							
	減免	身障等、戦傷						
		公的、構造、公益						
		その他						
	更正							
	その他							
	小計 ②							
合計 ①-②								
加算金	過少申告加算金							
	不申告加算金							
	重加算金							

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第239号の3様式(用紙日本産業規格A4)(第126条の3、第128条、第131条関係)

自転車税（環境性能割・特別割）賦課竺明細書  
作成年月日：

## 自動車税（環境性能割・種別割）賦課等明細表

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

## 第239号の4様式（用紙日本産業規格A4）（第126条の4関係）

自動車税環境性能割更正・決定（加算金決定）等通知書	
住所（所在地） 氏名（名 称） 様	第 年 月 号 日
岐阜県自動車税事務所長 団	
自動車税環境性能割について、地方税法第168条、第171条及び第172条の規定により次のとおり更正・決定及び加算金の決定をしましたので通知します。	
この通知書に基づく不足税額並びに不足税額に対する延滞金額及び加算金額については、通知納期限までに県指定金融機関等へ納付書によつて納めてください。	

登録番号		登録年月日			
区分	確定額	既確定額	差引増減額		
課税標準額	千円	千円	千円		
税率					
税額	円	円	円		
計算の基礎となる税額	率	確定額	既確定額	差引増減額	
過少申告加算金 (通常対象分) (加重対象分)	円	円	円	円	円
不申告加算金 (通常対象分) (加重対象分)					
重加算金					
通知納期限				加算金計	
摘要				納付すべき額	

## （延滞金の計算方法）

- 1 延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセントの割合（平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）を乗じて計算します（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）。ただし、この通知書による通知納期限までの期間又は当該通知納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、不足税額に年7.3パーセントの割合（これらの期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間について当該期間の属する各年の前年に11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間について特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合））を乗じて計算します。
- （審査請求）
- 2 この更正・決定及び加算金の決定について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。
- （処分の取消しの訴え）
- 3 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

## 第239号の5様式（用紙日本産業規格A4）（第126条の4関係）

自動車税環境性能割加算金決定等通知書	
第 年 月 日	
住所（所在地） 氏名（名 称）	様
岐阜県自動車税事務所長 団	
<p>自動車税環境性能割について、地方税法第171条及び第172条の規定により、次のとおり加算金を決定したので通知します。</p> <p>この通知書に基づく加算金額については、通知納期限までに県指定金融機関等へ納付書によつて納めてください。</p>	

区分	確定額			既確定額			差引増減額
	税額	率	加算金額	税額	率	加算金額	
過少申告加算金 (通常対象分) (加重対象分)	円		円	円		円	円
不申告加算金 (通常対象分) (加重対象分)							
重加算金							
加算金の計算基礎						加算金計	
申告等区分	申告		納付すべき額				
申告等年月日			摘要				
税額	円						
通知納期限							

この加算金の決定について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求することができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

## 第239号の6様式(用紙日本産業規格A4)(第126条の5関係)

所 長	担当課長	係 長	係 員	主 任	起 案	・ ・
					決 裁	・ ・

自動車税環境性能割申告是認調書

登 錄 番 号			
住 所 (所 在 地)			
氏 名 (名 称)			
課 稅 年 度	年 度		
申 告 年 月 日	年	月	日

外 件

- 備考 1 調査書を添付すること。  
 2 申告区分別に作成すること。  
 3 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第239号の7様式（第126条の8、第135条関係）

## 自動車税減免申請済印

自動車税減免申請済			
登録（車両）番号			
環境性能割	年	月	日申請
種別割	年	月	日申請

46ミリメートル

22ミリメートル

別記第115号「様式」、「第126条の8」、「第135条」、「自動車税減免申請済印」を  
別記第117号「様式」の「表面」を次のように改める。  
「自動車税種別割賦課決定等決議書」に改める。

(表面)

備考 第3号様式その1 備考は、この様式について準用する。

別記第一百四十七号様式その一を次のように改める。

## 第247号様式その2 (用紙縦115ミリメートル 横182ミリメートル) (第132条関係)

(表面)

岐阜県

## 自動車税種別割納税通知書 (口座振替用)

次のとおり地方税法第146条及び岐阜県税条例第72条の規定により賦課しましたので、通知します。

岐阜県自動車税事務所長 団

年度自動車税種別割	
登録番号	納期限
課税年度	年度
課税対象年度	年度
区分	様

口座振替日は、右記納期限となります。  
口座振替は自動車ごとに登録しています。自動車の買換えをされたとき又は口座の変更・解約をされたときは、必ず口座振替金融機関において取消し及び再依頼を行ってください。

税額 (税率)	円
減免額	円
既納付額	円
差引納付すべき税額	円

口座振替金融機関名	
口座振替預金種別	
口座振替口座番号	

口座番号は、一部非表示になっています。

備考 第3号様式その1備考は、この様式について準用する。

(裏面)

**(口座振替)**

この自動車税種別割は、あなたがご指定になつた金融機関の預貯金口座から自動的に振替納税され、領収証書は金融機関から送られることになつていますので、この納税通知書により通知する税額が振替できるだけの預貯金が口座に準備されているか、納期限の数日前にお確かめください。なお、納期限までに当該車両を抹消又は県外移転した場合でも全額振替しますが、過納分につきましては後日還付します。

**(延滞金)**

納期限後に税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセントの割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合（特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合）となります。

**(督促)**

納期限までに税金が完納されないときは、納期限後50日以内に督促状を発します。

**(滞納処分)**

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、地方税法第167条及び岐阜県税条例第16条の規定により滞納処分をすることがあります。

**(審査請求)**

この税の賦課について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。

**(処分の取消しの訴え)**

処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第一百四十八号様式表面を次のように改める。

(表面)

第3考様式その1 考査は、この様式について、て運用する。

別記第一百四十八号の一様式表面を次のように改める。

(表面)

備考 第3号様式その1備考は、この様式について準用する。

## 附 則

- 2 1 この訓令は、令和元年十月一日から施行する。
- 2 改正前の岐阜県税事務処理規程の様式による用紙で知事が必要と認めるものは、当分の間使用することができる。

令和元年九月三十日発行

発行者

岐 阜 県  
県庁

編集 岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三  
一 岐阜文芸社